

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県議会個人情報保護条例 平成十七年岡山県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四十三条の二第二項の表第二十九条の項中 第十九条第七号」を 第十九条第八号」に、同条第八号」を 同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。